

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する認定新技術等実証実施者が、法第 13 条第 2 項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が百人を超えない保険事業であって、その保険金額が一の保険契約者につき十万円を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が法第 2 条第 2 項第 1 号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等をいう。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 18 項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が法第 2 条第 2 項第 1 号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）第 1 条の 7 の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、千万円を超えないものに限る。）は、同条第 4 号に掲げる再保険に該当しないものとみなすこととする、新たな規制の特例措置を講ずる方向で対応します。

- ① 保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができること
- ② 保険料の收受及び保険金の支払（保険者の承諾があったものに限る。）の手續を情報システムにより自動的に行うことができること
- ③ 保険契約者相互の間において、保険事故の発生の抑制に資するものとして以下の情報を、情報システムにより共有することができること
 - ・ 保険金の支払の実績
 - ・ 保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報
 - ・ 保険事故の発生の抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報

2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

新たな規制の特例措置の整備に当たっては、保険業法施行令第 1 条の 7 第 4 号の適用除外を定めることとなるため、政令等の改正手續及び行政手續法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募手續を行う必要があります。これらの手續が完了次第、速やかに新たな規制の特例措置を施行することとします。

3. その他

上記 2. の政令等の改正手續及び意見公募手續の結果等によっては、上記 1. の新たな規制の特例措置に関して変更があり得ます。